

春日井市スポーツ振興基本方針

春日井市

目 次

I	趣 旨	1
II	基本方針.....	3
1	生涯スポーツの推進	3
2	コミュニティスポーツの推進	8
3	スポーツ施設の整備充実.....	9
III	推進体制.....	12

I 趣 旨

1 背景と意義

本市では、平成 20 年に策定した第五次春日井市総合計画（平成 30 年 2 月には第六次を策定）において「人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市」の実現を図るため、スポーツ協会などスポーツ団体及び公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団とともに、市民一人ひとりがスポーツを継続的に実践でき、地域の交流や競技力の向上につながるスポーツ環境の整備を重要施策の一つとして位置づけています。

こうした中、平成 23 年 6 月には、50 年ぶりに「スポーツ振興法」が全部改正され、新たに「スポーツ基本法」が制定されました。

また、愛知県においては、平成 25 年 3 月に豊かで活力に満ちた「スポーツ愛知」を実現するため、平成 25 年度を初年度とする新たなスポーツ推進計画「いきいきあいち スポーツプラン」が策定されました（令和 5 年 3 月には「愛知県スポーツ推進計画 2023-2027～スポーツがつなぐ愛知の未来～」を策定）。

スポーツは、爽快感、達成感、楽しさ、喜びをもたらし、仲間との関わりによる連帯感や協調意識を育みます。

さらに、スポーツは、次代を担う青少年の健全育成、世代間の交流、地域コミュニティの醸成などに資するもので、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものです。

スポーツを通した市民相互の信頼と絆によって地域の交流を深め、市民の誰もが「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指すため、スポーツ振興に関する施策を総合的に推進するための基本理念、市民等の役割と市の責務などを定めた、「春日井市スポーツ振興基本条例」が平成 25 年 4 月に施行されました。

この基本方針は、「春日井市スポーツ振興基本条例」に基づき、スポーツの

振興に関する施策の推進を図るために策定するものであり、条例の理念を受け、スポーツ振興施策の方向性を示すものです。

2 目指すべき姿

スポーツを通した市民相互の信頼と絆によって地域の交流を深め、市民の誰もが「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指すため、全ての市民が生涯にわたって、体力、年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しみ、健やかに過ごし、地域における人々の交流が促進されるスポーツの意義とともに、その活動の場であるスポーツ施設の整備について、3つの基本方針を定め、総合的な取り組みを進めます。

Ⅱ 基本方針

1 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

(1) 幼年期（5歳以下）・少年期（6～17歳）

幼年期は、走る・跳ぶ・投げるなど運動の基礎要素を身につけ、生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツの基礎を育む時期です。

このため、運動教室を始め、親子の絆を深める親子運動教室等を開催するとともに、保育士を対象とした体育実技研修を実施し、幼年期における運動に親しむ機会の提供に取り組んでいます。

こうした中で、社会生活環境の変化により、子どもにとって遊ぶ場所、遊ぶ仲間、遊ぶ時間が減少し、特に生活全般において体を動かす機会や外遊びが減少しています。

少年期は、スポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育む時期です。

このため、スポーツ団体等による大会や教室を始め、親子の絆を深める親子スポーツ教室、レクリエーションスポーツ祭、かすがい！スポーツフェスティバルなど、スポーツに親しむ機会の提供に取り組んでいます。

こうした中で、活発に運動している子どもと、必ずしもそうでない子どもとの間で体力格差が生じてきています。また、スポーツ団体などにおける新たな指導者の育成が課題となっています。

(2) 青年期（18～34歳）・壮年期（35～64歳）

青年期及び壮年期は、日常生活の中で意識的に身体活動を取り入れながら、健康に関する関心を高め、生涯にわたってスポーツを継続的に実施し、習慣

化させる時期です。また、次世代へ、スポーツの楽しさや喜びを伝えるとともに、スポーツに親しむ機会をつくる時期です。

このため、スポーツ団体等による大会や教室を始め、自宅での運動を推進する取り組みなどとともに、親子の絆を深める親子スポーツ教室、レクリエーションスポーツ祭など、スポーツに親しむ機会の提供に取り組んでいます。

しかしながらこの時期は、スポーツに関心があるものの、仕事や子育てが生活の主体となるため、日常的にスポーツ活動ができない状況にもあります。

(3) 高齢者（65 歳以上）

今後さらなる高齢化の進行が予測される中、高齢者が、こころ豊かに生きがいを持って、いつまでも元気に暮らし続けることができるよう、気軽に取り組むことができるスポーツの紹介・普及を推進していくことが必要です。

このため、スポーツ団体等による大会、教室を開催し、スポーツに親しむ機会の提供に取り組んでいます。

こうした中で、壮年期から高齢者へと、仕事中心の生活から余暇時間を活用できる生活に変わり、スポーツに親しむ機会を望んでいる人を含め、多くの高齢者が、より元気で豊かな生活を送ることができるよう、さらにスポーツに親しみ、楽しむ機会の提供が必要です。

(4) 競技スポーツの振興

スポーツ選手が不断の努力を積み重ね、国際・全国規模の競技大会での活躍は、市民に誇りと喜び、夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めることになります。

このため、全国高等学校剣道選抜大会を始め、全国規模の大会等に対する支援を始め、トップレベルの選手による競技会等を招致し、観戦できる機会の提供に取り組んでいます。

こうした中で、市民スポーツ大会を始め、スポーツ団体の活動や選手の育成を支援するとともに、スポーツのすそ野を広げ、スポーツに接する機会を増やしていく必要があります。

【取組の方向】

全ての市民が生涯にわたって、体力、年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しみ、健やかに過ごすことができるよう「生涯スポーツの推進」を図ります。

ライフステージに応じたスポーツ

(1) 幼年期（5歳以下）・少年期（6～17歳）

幼年期においては、多様な動きが経験できるように、様々な遊びを取り入れ、楽しく体を動かす取り組みを支援していきます。

少年期においては、学校、家庭及びスポーツ団体等との連携により、スポーツを生活の一部として継続的に取り組み、親しむことができる機会を充実します。

○幼年期、少年期の子どもに関わる機関等と連携し、保育士等を対象とした体育実技研修などにより指導者の育成に取り組みます。

○総合体育館や温水プール等のスポーツ施設における幼児向け教室を充実します。

○スポーツ団体等による教室の開催を支援します。

(2) 青年期（18～34歳）・壮年期（35～64歳）

青年期においては、体力や技術の向上、さらには健康づくりや正しい生活習慣づくりを促し、スポーツを生活の一部として継続的に取り組み、親しむことができる機会を拡充します。

壮年期においては、日常生活の中で適度な運動やスポーツを組み入れ、調和のとれた生活習慣を確立する取り組みを推進します。また、幅広い世代間の交流が促進され、地域の活性化につながる活動を支援します。

○ストレッチ体操などを収録したDVDを制作し、自宅でも気軽に運動ができる取り組みを推進するとともに、温水プール、トレーニング室及びフィットネスルームの利用を促進します。

○親子で楽しむことができるレクリエーションスポーツ祭、かすがい！スポーツフェスティバルを始め、新春春日井マラソン大会などのスポーツイベントを充実します。

○地域や職場において、仲間や友人、親子のふれあいを深める、レクリエーションスポーツの普及を推進します。

(3) **高齢者**（65歳以上）

高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくりのため、老人クラブ、社会福祉協議会、医療機関、健康管理事業団などと連携し、身近で気軽に取り組むことができるレクリエーションスポーツの紹介や体験の機会を拡充します。

○スポーツ団体等による大会、教室などの開催を支援します。

○介護・医療・福祉事業者と連携し、介護予防トレーニング講座などを開催します。

○健康づくり、生きがいを推進するため、温水プール及びトレーニング室の利用を促進します。

(4) 競技スポーツの振興

スポーツ選手の活躍は、市民に夢と感動を与え、スポーツへの参加意識を向上させます。さらに、スポーツ活動を通して、次代を担う子どもの健全な発達及び体力の向上にもつながる、競技スポーツの振興を図ります。

○競技スポーツ団体による選手育成等の活動を継続的に支援します。

○トップレベルの選手を擁する団体との連携による指導の機会を充実します。

○次世代アスリートの発掘及び育成を目指した取り組みにより、市を代表するようなトップレベルの選手の輩出を目指し、やがて彼らが指導者となって回帰する人材の好循環を目指した取り組みを推進します。

○全国高等学校剣道選抜大会など、全国規模の大会開催を継続的に支援するとともに、国際規模・全国規模の大会に出場する者に対する支援を継続します。

○かすがい！スポーツフェスティバルを始め、新春春日井マラソン大会などのスポーツイベントを充実します。

障がい者スポーツ

障がいのある人も、障がいの種類や程度に応じて、気軽にスポーツに参加できる機会を設けるとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらスポーツ活動に取り組める機会の提供を推進します。

○サン・アビリティーズ春日井を拠点として、障がい者スポーツ教室や障がい者の参加に配慮したスポーツ教室の開催を支援します。

○障がい者スポーツの指導者の発掘と育成を推進します。

○総合体育館や温水プール等の利用を促進します。

2 コミュニティスポーツの推進

【現状と課題】

小学校区（一部中学校区）を単位とした「学校区スポーツ振興会」を始め、地域で活動するスポーツ団体等は、スポーツやレクリエーションを通じて豊かなコミュニティの形成を図る組織として、地域スポーツの推進に欠くことができない存在です。

このため、学校区スポーツ振興会の活動に対する支援を始め、レクリエーションスポーツ用具の貸出、スポーツ推進委員による巡回指導や運動教室、講座などを開催し、スポーツに親しむ機会の提供に取り組んでいます。

こうした中で、地域コミュニティの希薄化等に伴い、役員のなり手が不足する傾向にあります。また、今後さらなる高齢化の進行が予測される中、地域スポーツを支え、応援する後継者の発掘や育成が課題となっています。

【取組の方向】

地域における全ての世代の人々の交流が促進され、地域の活性化並びに人々の連帯感及び協働意識の向上を図る「コミュニティスポーツの推進」を図ります。

- 学校区スポーツ振興会の活動を継続的に支援し、地域で活動する団体間をつなげるコーディネートやスポーツ活動に関する様々な情報の提供を推進します。
- レクリエーションスポーツ用具貸出制度の拡充を図ります。
- 「新春春日井マラソン大会」を始め、スポーツ団体等が行う大会、競技会、教室など、スポーツを総合的に紹介するホームページを開設するなど、情報の提供をさらに促進します。
- レクリエーションスポーツの普及・振興を図るとともに、地域で活躍するスポーツ推進委員の活動を支援します。

3 スポーツ施設の整備充実

【現状と課題】

スポーツ施設は、総合体育館、落合公園体育館及び温水プール等の屋内施設や、グラウンドやテニスコート等の屋外施設があります。

〔屋内施設〕

名 称	所在地	摘 要
総 合 体 育 館	鷹 来 町	体育館、柔道場、剣道場、弓道場、卓球場、フィットネスルーム
落 合 公 園 体 育 館	東 野 町	体育館
温 水 プ ー ル	南下原町	プール、トレーニング室
朝 宮 公 園	朝 宮 町	多目的活動室（フィットネススタジオ）
中 央 公 民 館	柏 原 町	ホール
グリーンプレス春日井	東 野 町	体育館、プレイルーム
知 多 公 民 館	知 多 町	ホール
鷹 来 公 民 館	町 屋 町	ホール
坂 下 公 民 館	坂 下 町	ホール
サン・アビリティーズ春日井	浅 山 町	体育館
味美ふれあいセンター	西 本 町	ホール、トレーニング室
高蔵寺ふれあいセンター	高蔵寺町	ホール
保 健 セ ン タ ー	中 央 台	体育館兼運動訓練室
レディヤンかすがい	鳥居松町	ホール
南部ふれあいセンター	下 条 町	ホール、トレーニング室
西部ふれあいセンター	宮 町	ホール、トレーニング室
福祉の里レインボープラザ	神 屋 町	トレーニング室

〔屋外施設〕

名 称	所在地	摘 要
総 合 体 育 館	鷹 来 町	運動広場(サッカー1面)、相撲場
市 民 球 場	明 知 町	野球 1面
朝 宮 公 園	朝 宮 町	陸上競技場、多目的広場、野球 (1面)、テニスコート(8面)
中 央 公 園 グ ラ ウ ン ド	鳥居松町	野球 1面
繁 田 公 園 グ ラ ウ ン ド	気 噴 町 北	野球 1面
美 濃 町 公 園 グ ラ ウ ン ド	美 濃 町	野球 1面
篠 木 公 園 グ ラ ウ ン ド	関 田 町	ソフトボール 1面
地 蔵 ヶ 池 公 園 グ ラ ウ ン ド	勝 川 町	ソフトボール 1面
熊 野 グ ラ ウ ン ド	熊 野 町	野球・ソフトボール3面
上 条 グ ラ ウ ン ド	上 条 町	ソフトボール 2面
松 河 戸 グ ラ ウ ン ド	松河戸町	野球3面、少年野球1面
前 高 グ ラ ウ ン ド	西高山町	サッカー1面又はソフトボール1面
牛 山 公 園 グ ラ ウ ン ド	牛 山 町	サッカー1面又はソフトボール2面
大 池 緑 地 グ ラ ウ ン ド	西 山 町	サッカー1面又は野球1面
牛 山 運 動 広 場	牛 山 町	サッカー1面又はソフトボール2面、 少年野球1面
白 山 運 動 広 場	白 山 町	ソフトボール2面
上 田 楽 運 動 広 場	上田楽町	野球1面
高 蔵 寺 運 動 広 場	高蔵寺町	ソフトボール1面
中央公民館テニスコート	柏 原 町	8面
高森山公園テニスコート	高 森 台	4面
グリーンパレス春日井 テ ニ ス コ ー ト	東 野 町	2面

【取組の方向】

市民が安心して利用できるようスポーツ施設や競技水準の向上を図るスポーツ施設の整備に努めます。

○競技スポーツの普及やコミュニティスポーツの推進を図るため、スポーツ活動の場であるスポーツ施設の適切な維持管理に努めます。

○安全で安心してスポーツに親しむことができるよう、老朽化したスポーツ施設を計画的に改修し、障がいのある人も利用しやすい施設整備を推進します。

Ⅲ 推進体制

スポーツ振興基本方針の推進に当たっては、市民、スポーツ団体、企業、教育機関並びに市がそれぞれの役割を果たし協働することが必要です。

市は、スポーツの振興に関する施策を策定し、実施する責務を担い、明るく豊かで活力ある「スポーツ都市 春日井」を築くため、スポーツ振興の推進母体である春日井市スポーツ・ふれあい財団と協働し、スポーツの振興を図ります。

また、基本方針に基づくスポーツ振興の推進状況を、毎年度点検し公表していきます。